

支出元独立行政法人の 名称	支出元独立行政法人 の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会費 一口当たりの金額、もしくは 最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分		継続支出の 有無
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設 整備支援機構	4020005004767	公益財団法人 鉄道総合技術研究所	3012405002559	鉄道技術開発費 補助金	43,638,873	—	令和5年4月27日	—	公財	国認定	当該補助金は、鉄道技術 開発を促進し技術水準の向 上を図ることを目的とし て、(公財)鉄道総合技術 研究所を始め技術研究組 合、鉄道事業者、メーカ ー等の鉄道分野に関する技術 開発を実施する能力を有す る法人が行う、安全対策、 環境対策に係る技術開発等 に要する費用の一部につい て、予算で定める国の補助 金の交付を受け、これを財 源として、効率的な執行の 観点から機構において交付 するものであり、(公財) 鉄道総合技術研究所は当該 補助金の交付を受けている 法人の一つである。当該補 助金の交付に当たっては、 国土交通省に設置された各 分野の専門家からなる鉄道 技術開発課題評価委員会に おいて、より効率的、効果 的な技術開発にするため、 必要性、効率性及び有効性 の観点から事前評価が行わ れた技術開発に対して交付 を行っている。また、同様 の観点で事後評価も行われ ており、今後とも当該支出 の透明性を図るため、適切 に実施していく。	有

【記載要領】
(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
(注4)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。